

# 明石市体育協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は明石市体育協会と称する。

(目的)

第2条 本会は明石市におけるスポーツを健全に普及させ、それによって体育文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 明石市体育行政の補助及び助成機関としてその機能を果たす一切の事業
- (2) スポーツの向上、発展に関する施策の調査研究及び建議
- (3) 市民スポーツの指導奨励と指導者の養成
- (4) 市民に対するスポーツの宣伝啓発及び表彰
- (5) 各種競技会及び講習会等スポーツに関する行事の実施
- (6) 兵庫県体育協会に対し明石市を代表して加盟する
- (7) その他本会の目的に適合する一切の事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は明石市市民生活局文化・スポーツ室スポーツ振興課内におく。

(加盟団体)

第5条 本会は明石市における各種アマチュア体育運動団体（以下「加盟団体」という）をもって組織する。

2 学校体育連盟は本会の組織単位として認めることができる。

(加盟)

第6条 本会の加盟団体になろうとする団体は加盟申請書を会長に提出し、理事会で審議した後に総会の承認を経て加盟することができる。

(退会等)

第7条 加盟団体はその都合により退会しようとする時は、その理由を付して会長に退会届を提出し、総会の承認を経なければならない。

2 会長は参加団体が第5条に掲げた資格を失ったとき又は加盟団体として不相当と認められたときは、理事会で審議した後に総会の承認を経て加盟を取り消すことができる。

## 第2章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 3名以内
- (4) 理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 評議員 若干名
- (7) 監事 若干名

(名誉会長・会長・副会長)

第9条 名誉会長は明石市長を推戴する。

- 2 会長・副会長は総会の承認を経て選任する。但し、副会長1名は明石市教育長をもってこれにあてる。
- 3 会長は、本会を統轄代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 5 会長及び副会長は理事たる資格を有する。

(理事)

第10条 理事は加盟団体毎の評議員より1名選出し総会の承認をもって選任する。

- 2 会長は、体育関係者又は、学識経験者から若干名理事を委嘱することができる。
- 3 理事長は、スポーツ振興課長をもってこれにあてる。
- 4 理事長は会務について、事務局員を指揮監督する。

(評議員)

第11条 評議員は加盟団体毎に3名選出し総会の承認をもって選任する。

(監事)

第12条 監事は理事の中から理事長が推挙し、総会の承認を経て決定する。

- 2 監事は本会の業務及び財務を監査する。

(事務局長・事務局員)

第13条 本会の会務を処理するため事務局に事務局長1名及び事務局員若干名を置く。

- 2 事務局長及び事務局員は理事長が選任する。
- 3 事務局長及び事務局員は会務を処理する。

(顧問・参与)

第14条 本会に顧問及び参与（以下、顧問等という）をおくことができる。

- 2 顧問等は市内における体育スポーツ界の功労者の中から理事長が推挙し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問等は会長が必要と認める事項について諮問に応じ、意見を述べ又は助言することができる。

(任期)

第15条 会長・副会長・理事・評議員及び監事の任期は2年とする。但し、再任は妨げな

い。

2 名誉会長、顧問等の任期はこれを定めない。

(補欠役員)

第16条 補欠指名された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

第17条 本会の会議は総会、理事会及び役員会とする。

2 名誉会長、顧問等は前項全ての会議に出席することができ、それぞれの資格において意見を述べることができる。

(会議の招集)

第18条 総会及び役員会は会長が、理事会は理事長が招集する。

(総会)

第19条 総会は本会の最高議決機関であり会長、副会長、理事、評議員及び監事をもって構成する。

2 総会は毎年1回開催して次の事項を審議し議決する。

(1) 規約の改正

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 役員の選任

(5) 団体の加盟及び退会

(6) その他必要な事項

3 総会は構成者の過半数の出席で成立する。但し、委任状の提出をもって出席者とみなすことができる。

4 議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は会長がこれを決定する。

(理事会)

第20条 理事会は会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、任務権限は次のとおりとする。

(1) 団体の加盟及び加盟の取り消しについて審議する。

(2) その他必要な事項を処理する。

2 理事会は構成者の過半数の出席で成立する。但し、委任状の提出をもって出席者とみなすことができる。

3 議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は会長がこれを決定する。

(役員会)

第21条 役員会は会長、副会長、理事長及び監事をもって構成し、任務権限は次のとおりとする。

- (1) 総会から委任された事項及び総会に提出すべき議案を審議処理する。
  - (2) 緊急必要な事項を処理する。但し、当該事項は次の総会に報告しなければならない。
- 2 役員会は構成者の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は会長がこれを決定する。

#### 第4章 経理

(経費)

第22条 本会の経費は次のもので支弁する。

- (1) 市又は公共団体から交付された補助金及び委託金
- (2) 加盟団体の分担金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(施行期間)

本規約は昭和29年3月1日より施行する。

附則 本規約は昭和37年4月1日より施行する。

附則 本規約は昭和57年4月1日より施行する。

附則 本規約は平成9年5月17日より施行する。

附則 本規約は平成24年5月26日より施行する。

附則 本規約は平成26年5月24日より施行する。

附則 本規約は平成29年5月27日より施行する。